

宇都宮市上下水道局給排水設備に係る検査等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、宇都宮市上下水道局における給排水設備工事の完工検査業務や図面閲覧交付窓口業務等を委託するにあたり、専門的な知見や技術力、ノウハウを持つ事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市上下水道局給排水設備に係る検査等業務委託

(2) 業務の内容

給水装置工事及び排水設備工事検査業務

- ア) 給水装置工事検査に関する業務
- イ) 排水設備工事検査に関する業務
- ウ) その他

給水装置工事監理監督業務

- エ) 給水管分水工事の受付等に関する業務
- オ) 給水管分水工事の現地確認等に関する業務
- カ) 断水が伴う給水管分水工事に関する業務
- キ) 給水管分水工事の道路復旧に関する業務
- ク) その他

配水管路及び給水管路情報等の窓口における図面閲覧等対応業務

- ケ) 配水管・給水管及び排水管に係る情報提供に関する業務
- コ) 配水管・給水管に係る図面交付に伴う料金徴収に関する業務
- サ) 対象窓口の案内に関する業務
- シ) その他

道路占用許可申請関係業務

- ス) 道路占用許可申請に係る書類の受付・内容確認・指導に関する業務
- セ) 道路占用許可申請書の委託者内承認に関する業務
- ソ) 道路占用許可申請書の提出に関する業務
- タ) 道路占用許可申請書の受領及び管理に関する業務
- チ) 道路占用許可に係る工事予定表・着手届・完成届の提出に関する業務
- ツ) 工事箇所の管理・指導等に関する業務
- テ) その他

※ 詳細な業務内容は、別紙「宇都宮市上下水道局給排水設備に係る検査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりである。

※ 業務を一括して第三者に委託することは不可とする。

ただし、一部の業務について委託者の承諾を得たうえで再委託することは可能とする。

(3) 選定方法

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約を前提とした「公募型プロポーザル方式」を採用し、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置して企画提案内容の評価を行い、契約候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市役所本庁舎正面（北側）掲示板及び宇都宮市上下水道局庁舎掲示板に、本件プロポーザルの開始に関する公告文書を掲示するとともに、宇都宮市上下水道局公式ホームページの「入札・契約関連情報」の新着情報に、本件プロポーザルの実施要領及び参加申請関係書類等を掲載し、提案を公募する。

<宇都宮市上下水道局公式ホームページ>

・入札・契約関連情報

http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/suidou_kouji/index.html

宇都宮市上下水道局 TOP > 上段[事業者の方へ] > [入札・契約] > [上下水道局入札情報ホームページ(外部リンク)] > 入札・契約関連情報_入札 TOP_新着情報

(5) 契約期間、履行準備期間

契約期間

契約日（令和８年１月上旬）から令和１０年３月３１日まで

履行準備期間

契約日（令和８年１月上旬）から令和８年３月３１日まで

履行期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

(6) 企画提案上限額

１２８，５０２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予定価格ではなく提案内容の規模を示すものである。

※消費税は１０パーセントで算出する。

※この金額を超えて見積書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

(7) プロポーザルに係るスケジュール

日程は、状況により変更する場合がある。

内 容	日 時
公募の開始	令和 7 年 9 月 5 日（金）
参加申請関係書類 ^{※1} の提出 期限	令和 7 年 9 月 1 6 日（火） 午後 5 時 1 5 分必着
質問書の受付期限	令和 7 年 9 月 1 9 日（金） 午後 5 時 1 5 分必着
質問書に対する回答	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）
提案関係書類の提出期限	令和 7 年 1 0 月 8 日（水） 午後 5 時 1 5 分必着
提案に係るプレゼンテーション	令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）から 1 0 月 1 7 日（金）までの期間で、 宇都宮市上下水道局が指定する日時
審査結果の通知	令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）以降
履行条件確認，仕様書等調整	令和 7 年 1 1 月から 1 2 月
見積徴取	令和 7 年 1 2 月中旬
契約締結	令和 8 年 1 月上旬

※1 参加資格を満たしていない事業者には、別途通知する。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 人口 2 0 万人以上の水道事業体において、給水装置工事及び排水設備工事検査業務、給水管工事監理監督業務、配水管路及び給水管路情報の窓口対応業務、道路占用許可申請関係業務のうち 2 業務以上受託した実績があること。

なお、共同企業体における構成員としての実績も含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宇都宮市の令和 7 年度から令和 1 0 年度の入札参加有資格者名簿（物品）の「委託業務（その他の業務）」に登録されている者であること。または契約締結日までに登録完了が見込まれる者であること。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
- ア) 共同企業体の構成員の数は、3社以内とすること。
 - イ) 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30パーセント以上、3社の場合20パーセント以上とすること。
 - ウ) 共同企業体の全ての構成員が(2)から(5)の条件を満たすこと。
 - エ) 共同企業体のいずれかの構成員が(1)の条件を満たすこと。
 - オ) 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - カ) 共同企業体の構成員は、単独及び複数の企業により構成されるグループとして本件プロポーザルに参加していないこと。
- (7) 本業務の業務責任者に相当する者はプレゼンテーションに参加すること。なお、プレゼンテーション参加人数の制限はしない。

4 提出書類

(1) 参加申請関係書類

本件プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	プロポーザル参加申請書	様式1	各1部	令和7年9月16日(火) 午後5時15分必着 持参又は郵送
2	会社概要書	様式2		
3	業務受託実績	様式3		
4	共同企業体協定書 ^{※2}	様式4		

※2 共同企業体で参加する場合は提出すること。

(2) 質問書

本件プロポーザルについて質問がある者は、次の書類を提出すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	質問書	様式5	1部	令和7年9月19日(金) 午後5時15分必着 電子メール ^{※3}

※3 電子メール以外の方法は認めない。

(3) 提案関係書類

本件プロポーザルに参加する者のうち、上記「参加申請関係書類」を提出し参加資格の要件を満たしている者は、次の書類を提出すること。

なお、提案関係書類は、本要領「6 企画提案書作成要領」に従い作成すること。

No.	書類名	様式	部数	提出期限・方法
1	企画提案書	任意	10部（うち1部は未製本） 電子データ※ ⁴	令和7年10月8日（水） 午後5時15分必着 持参又は郵送（書留のみ）
2	見積書※ ⁵		各1部	

※⁴ Microsoft Office Word, PowerPoint 形式またはPDF 形式で作成した電子データをCD-R 又はDVD-R に格納し提出すること。

※⁵ 提案に係る見積書は、任意の様式により作成することとし、見積額は本要領「2 プロポーザルの内容(2)業務の内容」に記載されている ア) から テ) の業務内容ごとの内訳についても記載すること。

(4) 提出方法

ア) 提出場所

栃木県宇都宮市河原町1番41号

宇都宮市上下水道局 工事受付センター

E-mail: u4325@city.utsunomiya.tochigi.jp

イ) 提出方法

上記提出場所に、本要領「4 提出書類」に記載した方法で提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。

なお、持参する場合は、宇都宮市上下水道局の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 疑義の照会

提出された書類について、後日、宇都宮市上下水道局から疑義照会等を行うことがある。

(6) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(7) 提案書の提出辞退

参加申請関係書類の提出後に提案を辞退する場合は、「様式6 プロポーザル辞退届」を書面で提出すること。（令和7年10月8日（水）午後5時15分必着）
なお、辞退は自由であり、当該辞退による今後の不利益は生じない。

(8) その他

ア) 提案関係書類の取扱い

- ・提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。

ただし、宇都宮市上下水道局が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めた場合にはこの限りではない。

- ・提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ) 提案関係書類の公開等

- ・提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開される場合がある。

ウ) 提案関係書類の表現方法

- ・提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

5 質問への回答

(1) 質問書への回答方法

参加資格の要件を満たしている全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して電子メールにより回答する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(2) 回答日

令和7年10月3日（金）を予定している。

6 企画提案書作成要領

企画提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

(1) 基本事項

- ・表紙，目次，本編で構成すること。
- ・原則として，A 4 判 横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一の上，縦型にあっては左綴じ，横型にあっては上綴じとする。）
- ・図，表等はA 3 判（折込み）を可とする。

(2) 表紙

表紙に「宇都宮市上下水道局給排水設備に係る検査等業務委託提案書」と題名を記載し，提出日，提案者名を記載すること。

(3) 目次

目次を作成の上，参照先の頁番号を記載すること。

(4) 本編

以下の目次番号に従い，記載項目に分けて作成することとし，全ての項目について漏れなく記載すること。

目次 番号	記載項目	記載内容
1	会社概要	・事業者の商号又は名称，代表者職氏名，所在地，従業員数，組織図，事業内容，会社沿革，経営理念 ・担当者職氏名，連絡先（本店・支店又は営業所の名称，所在地，電話番号，FAX 番号，E メールアドレス）
2	受託実績	・他上下水道事業体での受託実績を記載すること。（受託件数及び年数，給水人口，業務内容など）
3	業務体制	次の事項を具体的に記載すること。 ①業務体制について ・業務ごとの配置予定者数，役職／経験年数，雇用形態の内訳（指揮命令系統，管理，責任体制がわかる人員配置図も併せて示すこと。また，再委託の予定がある場合，その旨を記載すること。） ②コンプライアンス（法令遵守）について ・法令遵守の徹底や情報セキュリティに対する取組 ・ハラスメント防止等に対する取組 ③人材育成及び確保について ・業務従事者に対する研修及び人材育成体制 ・実務経験を有する人材の確保方法

4	提案を求める事項	
4.1	給水装置工事及び排水設備工事検査業務	・給水装置工事及び排水設備工事検査業務（現地検査・リモート検査）に対する考え方 例）・質の高い検査業務を行うための創意工夫 ・効率的な検査計画の立案 など
4.2	給水装置工事監理監督業務	・給水管工事の現地立会い（分水・断水）業務に対する考え方 ・給水管分水工事の舗装復旧管理に対する考え方 例）・質の高い監理監督業務を行うための創意工夫 ・給排水設備工事に係る施工業者の技術力を確保するための指導・育成 など
4.3	配水管路及び給水管路情報等の窓口における図面閲覧等対応業務	・上下水道施設情報管理システムを使用した情報提供や説明の窓口対応業務に対する考え方 例）・窓口が混雑した場合の来客者への対応と体制 ・的確な管路情報の提供を行うための窓口担当者の知識力の向上 など
4.4	道路占用許可申請関連業務	・給排水管工事等の道路占用許可申請等に対する考え方 ・舗装本復旧未施工者への指導等に関する考え方 例）・申請書類作成における様式の統一化や書類のチェック等，ルールの特明確化などの事務改善 ・許可内容と現場進捗の確認・管理方法 など

7 提案内容の評価項目

以下の評価項目により総合的な評価を行う。

No.	評価項目
1	受託実績・業務体制
2	企画提案内容
3	プレゼンテーション
4	見積価格
5	地域経済貢献度

8 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行った上で最優秀提案者及び次点者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア) 日時

令和7年10月14日（火）から令和7年10月17日（金）までの期間
で宇都宮市上下水道局が指定する日時（別途連絡）

イ) 場所

宇都宮市上下水道局が指定する場所（別途連絡）

ウ) 説明時間等

説明時間40分、質疑応答20分

40分以内の説明を行った後、質疑応答（20分）を実施する。

質疑応答は、質問された内容についてのみ簡潔に回答する。

エ) 説明資料等

Microsoft Office PowerPoint 又は Word に対応できる形式で作成された提案書の電子データをスクリーンに投影してプレゼンテーションを行うことから、提案者は、提案書の電子データを格納したプレゼンテーションに使用するパソコンを用意すること。

なお、プロジェクターとスクリーンは宇都宮市上下水道局が用意する。

オ) その他

オンラインまたは録画した映像による審査を実施する場合がある。

なお、プレゼンテーション審査の実施方法については別途通知する。

(2) 提案者の失格事項

提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、参加資格を失うものとする。

- ・提案関係書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・プレゼンテーションに参加しない場合
- ・審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・その他「実施要領」の諸要件に違反した場合

(3) 審査結果の発表

- ・審査結果は、提案者に対して令和7年11月14日（金）以降に書面により通知する。
- ・選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（宇都宮市上下水道局の閉庁日を含まない。）の各日午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。
なお、回答は、後日、文書により行うものとする。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約

- ・宇都宮市上下水道局指名選考委員会において契約候補者を決定し、随意契約により契約を締結する。
- ・契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな契約候補者とする。
- ・契約手続及び契約書は、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程の定めるところによる。
- ・宇都宮市上下水道局は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

10 その他

この要領は、令和7年9月5日（金）から適用する。